



夏の デコ活 「脱炭素」+「エコ」+「活動」 アクション！ Decarbonization

家庭でも オフィスでも クールビズ

冷やしすぎない適切な室温管理と軽装などの無理のない工夫で夏を健康、快適に過ごしましょう。

通気性がよく清涼感のある
素材を使った衣服でさわやかに



こまめなフィルター清掃で
エアコンの効き目アップ



カーテンで日差しや屋外
からの熱気を防ぎましょう



冷房に加えて扇風機
を効果的に活用する



大切なのは、無理せず、
過度な冷房に頼らない
ことです



冷感グッズを使用してひんやり快適に

おたずね／環境政策課 TEL 21-6737



人と動物が快適に暮らすために



近年、ペットの飼い方に関するトラブルが増えています。

中でも、犬や猫の不妊・去勢手術を行わず、頭数が増えすぎて、多頭飼育崩壊につながる事例も起きています。

また、飼い主のいない猫への無責任なエサやりはやめましょう。

動物の愛護と適正な飼育について理解を深め、ルールとマナーを守って、人とペットが快適に暮らし、共存できる出雲市にしましょう。

🐾 飼い主がすること

- 生涯を終えるまで責任を持って管理できる頭数を飼育しましょう。
- 必要に応じて、不妊・去勢手術を受けましょう。
- 首輪やマイクロチップで、所有者が分かるようにしておきましょう。
- 犬は必ず鎖などでつなぐか、囲いの中で飼うようにしてください。また、種類に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりのないようしましょう。
- 犬の散歩をする際は、必ずリードを付け、袋等を携帯しフンを持ち帰って処分しましょう。
- 猫が危険にさらされたり、周りの人へ迷惑をかけたらないよう、室内で飼いましょう。

🐾 相談先

- 出雲保健所 動物担当 TEL 21-8788
- 市役所本庁 環境政策課 TEL 21-6535

おたずね／環境政策課 TEL 21-6535

出雲市
脱炭素!

出雲市内のゼロカーボンへの取組へ補助します

出雲市では、ゼロカーボンシティの実現を加速させるために、個人及び民間事業所における再エネ設備の導入、ZEH住宅の建築や省エネ家電の買い替えなどの費用の一部を補助します。

ゼロカーボンシティ加速化事業補助金

補助対象設備

事業所

- ①太陽光発電設備(上限:250万円)
- ②蓄電池設備(上限:40万円)
- ③電気自動車
(上限:CEV補助金の補助額×1.5)
- ④充放電設備
(上限:CEV普及インフラ補助金の補助額×1.5)



再生可能エネルギー設備等導入補助金

補助対象設備

個人

- ①太陽光発電設備(上限:10万円)
 - ②蓄電池設備(上限:5万円)
 - ③太陽熱利用設備(上限:20万円)
 - ④木質バイオマス熱利用設備
(上限:15万円)
- ※③と④は **事業所** も対象となります。



個人住宅向けZEH補助金

補助対象設備

個人

- ①ZEH住宅(上限:82.5万円)
- ②太陽光発電設備(上限:94.5万円)
- ③蓄電池設備(上限:60万円)



省エネ家電買替支援事業補助金

補助対象設備

個人

- エアコン、電気冷蔵庫【補助額】3万円
※1世帯あたりいずれか1台まで
必ず購入前に「事前申込」が必要です。
申請状況は、ホームページに随時掲載します。



※補助事業の交付要件は事業ごとに異なります。詳しくは二次元コードをお読み取りいただくか、市のホームページからご確認ください。

おたずね／環境政策課 ゼロカーボン推進室 TEL 21-6741

年に一回は
井戸水の水質検査を実施しましょう

家庭用の井戸は比較的浅いものが多いため、降雨など周囲の影響を受けやすく、井戸水が有害物質などによって汚れていることがあります。

☆井戸水を飲用等に利用する場合は、年1回以上、定期的に水質検査を実施しましょう!

※水質検査の費用は、井戸設置者の負担です。

※水質検査は、厚生労働大臣登録水質検査機関に依頼してください。

参考:県内に事業所がある検査機関

検査機関の名称	検査を行う事業所の所在地	連絡先
公益財団法人 島根県環境保健公社	松江市古志原1丁目4番6号	TEL 0852-24-0207
※検体の受付 島根県食品衛生協会出雲支所	塩冶町223番地1(出雲保健所内)	
株式会社 環境理化学研究所	平田町2468番地1	TEL 25-8911

【井戸の衛生的な管理について】

- ◇井戸やその周辺に、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- ◇井戸(ふた、ポンプ、バルブなど)やその周辺に異常がないか、清潔に保たれているかなど定期的に点検を行いましょう。
- ◇飲用井戸を新たに設置する場合は、汚染防止のため、その設置場所、設備などに十分配慮しましょう。事前に水質検査を行い、飲用に適することを確認しましょう。
- ◇地域住民などで管理している水道施設がある場合も、取扱いには十分注意し、定期的に点検を行いましょう。異常がある場合は専門家に相談しましょう。



おたずね／環境政策課 TEL 21-6535